

## 令和6年度新潟市新津地区勤労青少年ホーム運営審議会議概要

日時	令和6年12月3日(火) 14時00分～15時00分
会場	新潟市新津地区勤労青少年ホーム 2F グループ室
出席者	(委員) 横山委員、五十嵐委員、古谷委員、上田委員 (オブザーバー) 小林産業振興課長
事務局・指定管理者	秋葉区地域総務課2名、 指定管理者（新津東部コミュニティ協議会）2名
傍聴者	0名

### 【内容】

#### 1. 開会

#### 2. あいさつ

坂上秋葉区地域総務課長補佐

#### 3. 自己紹介

#### 4. 施設紹介

#### 5. 議事

##### (1) 新津地区勤労青少年ホーム利用状況について

###### ・(事務局)

【資料1】勤労青少年ホーム利用状況をご覧ください。新津地区勤労青少年ホームは、昭和58年に開館し、41年が経過しました。

グラフは昭和58年度から令和4年度までの利用者の推移を表しています。平成18年度より勤労青少年と一般の区分がなくなり、統計上一つにまとまっています。

平成19年度からは3万人を超える利用者数となっていて、利用者数は増えています。平成24年度は過去最高の37,000人の利用がありました。その理由は、新津地域学園が耐震工事により使えなくなり、代替施設として一時的に利用者が増加したためです。

平成28年度、29年度は、前年度と比較してそれぞれ3,000人以上減と大幅な減少がありました。これは、平成28年3月中旬から平成29年8月にかけて体育館棟の外壁工事による利用の制限や利用停止があったことが理由として考えられます。

令和5年度は22,466人の利用がありました。令和4年度と比べると約4,000人、令和2年度及び3年度と比べると、約3,000人利用者が増加しています。令和5年度に新型コロナウイルスが5類感染症へ移行し、利用者の活動が戻つてきましたが、コロナ禍前には戻っていないのが現状です。続いて、【資料2】「勤労青少年ホーム月別利用回数」をご覧ください。こちらのグラフは、令和元年度からの月別利用回数をまとめたものになります。

令和2年度及び令和3年度ではグラフ中①～⑤のとおり、体育館の利用休止や臨時休館がありました。

令和5年度については、令和5年5月8日からコロナウイルスが5類に移行したことにより、令和4年度よりも利用者の活動が戻ってきた部分があります。そして、令和6年度についてはまだ年度途中ですが、コロナ前の令和元年の利用状況と同一の利用状況になっています。

令和5年度の稼働率については【資料3】令和5年度利用状況報告書をご覧ください。体育館は71.3%、料理講習室4.0%、集会室55.3%、音楽室61.6%、グループ室17.8%、講習室（和室）15.9%、全体の稼働率は37.6%となっています。

参考までに秋葉区内の他の施設の稼働率は、荻川コミュニティセンターが35.2%、小合コミュニティセンターが27.0%、金津コミュニティセンターが48.3%、新津駅前の新津地域交流センターが35.5%、新関コミュニティセンターが28.5%、小須戸まちづくりセンターが29.2%となっています。この数字から、新津地区勤労青少年ホームの稼働率は区内の他の施設と同等と言えます。

利用者の内訳については、登録団体が65%、一般の利用者が32%、市役所等の関係が3%でした。

以上が事業報告になります。

・(指定管理者：新津東部コミュニティ協議会)

【資料5】新潟市新津地区勤労青少年ホーム施設管理をご覧ください。

指定管理者は、新津第二小学校区の新津東部コミュニティ協議会で、事務局長1名、職員6名の体制です。コミュニティ協議会は5つの専門部会があります。

日常業務としまして、主なものとしては、施設及び設備等の維持管理、開錠、施錠等の管理、建物・設備及び物品（備品）の管理保全、室内及び敷地内の整理整頓・清掃・安全点検、利用受付を行っています。

予算については、施設の維持管理のための経費として市からの指定管理料を受け取り、指定管理料から人件費、光熱水費、清掃等の委託料を支出しています。

続きまして【資料6】新津地区勤労青少年ホームまちづくりセンターイメージをご覧ください。

住民主体による地域課題の解決のための活動や地域の自主的・自立的な活動や交流の促進の場として、コミ協は、関係機関団体と連携を進めています。

勤労青少年ホームの利用は、一般利用者の割合が高くなっています。第二小学校の校区外にあるため、こどもたちが1人で行けないという課題はありますが、約37%の利用があり、ありがとうございます。

以上、説明を終わります。

・(横山会長)

それでは、今の説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいいたします。

・(五十嵐委員)

利用状況がよいようですが、具体的にどのような団体が利用していますか。

・(指定管理者：新津東部コミュニティ協議会)

バレーボールや卓球、エアロビクス、料理教室、習字教室などで利用されています。また太鼓や笛などを演奏するサークルが活動しています。

- ・(五十嵐委員)  
資料6のイメージ図が少し理解できないのですが、コミ協の中に青少年ホームとまちづくりセンターがあるのでしょうか。
- ・(指定管理者：新津東部コミュニティ協議会)  
勤労青少年ホームという施設があり、施設の中の1部屋を東部コミュニティ協議会が使わせてもらって、地域課題解決のために地域の事業を行うとともに、勤労青少年ホームの施設の管理・運営を行っているという状況です。
- ・(上田委員)  
常に土日及び夜間の空きが無い様ですが、いかがでしょうか。  
また、テニスコートに関してはそれほど利用されている様子がないのですが、いかがでしょうか。
- ・(指定管理者：新津東部コミュニティ協議会)  
ご質問の通り、土日・夜間の空きは殆ど無く新規の予約は難しい状況であります。  
また、テニスコートに関しましては、管理が地域学園になりますので、こちらではわかりかねます。
- ・(古谷委員)  
和室を利用することがありますが、座椅子があると良いです。座椅子の用意がある施設も見受けられます。
- ・(事務局)  
ご年配の方のご利用も有りますので、検討したいと思います。
- ・(指定管理者 石澤会長)  
現状全館的に使用している蛍光灯が2027年末で製造終了予定となっています。LEDに切り替えれば電力料は3/5程度になるらしいのですが、予算がつかないと出来ないので早めの検討をお願いします。
- ・(事務局)  
早めに検討したいと思います。
- ・(横山会長)  
ほかにございませんか。ないようであれば、次に移ります。

## 6. その他

### (1) 令和7年4月1日からの使用料改定について（報告）（資料7、資料7-1）

- ・(横山会長)  
それでは、事務局から報告をお願いいたします。
- ・(事務局)  
令和6年3月に新潟市で策定された「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に基づき、令和7年4月に施設使用料を改定します。

受益者負担の設定基準については、資料7－1に載せておきました。

受益者負担というのは、施設を利用する人と利用しない人の公平性の観点から、施設を利用する人に適切な金額を使用料として負担してもらおうというものです。

使用料の見直しについては、施設ごとの管理運営費に対する収入から算出した現状の受益者負担割合が、基準に定める割合よりも高ければ使用料を下げ、低ければ使用料を上げる見直しを行いました。勤労青少年ホームは、新潟市で定める受益者負担割合よりも高かったため、使用料を下げるようになりました。

また、今回の使用料見直しでは、減免制度についての見直しは全市的にはありませんでしたので、勤労青少年ホームでも減免制度についてはこれまで同様となります。なお、勤労青少年ホームで減免対象だった「社会教育関係団体」については、新津地区公民館が登録の事務をしていますが、今年度をもって制度が終了になります。今後は「社会教育関係団体」の登録要件とほぼ同一の「公民館登録団体」に対して減免を行っていきます。使用料の見直しについては、4年後に見直すとしています。使用料改定については以上です。

- ・(横山会長)

質問はありますか。ないようであれば以上で閉会いたします。